

平成 25 年 12 月 2 日

各 位

株式会社 紀陽銀行

国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構とのパートナー協定締結について

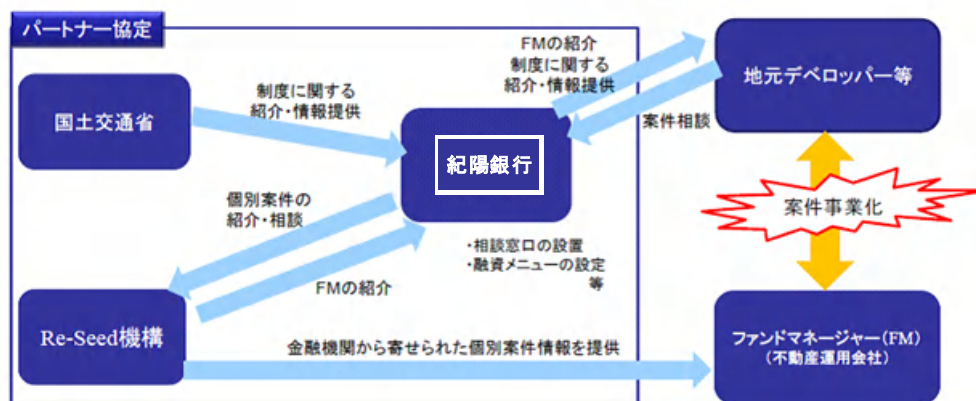
株式会社紀陽銀行（頭取：片山博臣）は、国土交通省及び一般社団法人環境不動産普及促進機構（以下「Re-Seed 機構」）（注 1）との間で、老朽・低未利用不動産の再生促進を目的としたパートナー協定（以下「本協定」）を締結しました。パートナー協定書の主な内容については以下の通りです。

- （1） 当行、国土交通省及び Re-Seed 機構は、相互に連携して耐震・環境不動産形成促進事業（注 2）及び改正不動産特定共同事業法（注 3）の活用により、地域の老朽・低未利用不動産の再生を促進する。
- （2） 当行は、「相互の情報提供」、「事業の活用が見込まれる案件の紹介」、「ファンドマネージャーの紹介」等を行います。

当行は、本協定締結を通じ、耐震・環境性能を有する良質な不動産の形成にむけた取組を推進し、地域経済の発展および活性化に貢献してまいります。

（注 1）（注 2）については、Re-Seed 機構ホームページ（<http://www.re-seed.or.jp/>）をご参照下さい

（注 3） 不動産特定共同事業とは、投資家から匿名組合契約に基づく出資を受けて、不動産の取引を行いその収益を投資家に分配する事業をいいます。これまでは不動産特定共同事業を行うために許可が必要であったものの、一定の要件を満たした特別目的会社（SPC・特例事業者）については届出を行うことで不動産特定共同事業を実施できるようにすること等の改正が 6 月に行われました。（公布より 6 か月以内の施行）



以 上